

第58期 定時株主総会 招集ご通知



日時

2022年7月28日（木曜日）
午前10時

場所

兵庫県姫路市南駅前町100番
ホテル日航姫路 3階
光琳の間

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
- 第6号議案 退任監査役に対する退職慰労金支給の件

株主各位

兵庫県姫路市北条一丁目92番地

株式会社ノバック

代表取締役社長 立花 充

第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第58期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日新型コロナウイルス予防のためご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年7月27日（水曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年7月28日（木曜日）午前10時 （受付開始時刻は、午前9時を予定しております。）
2 場 所	兵庫県姫路市南駅前町100番 ホテル日航姫路 3階 光琳の間 ※末尾の会場ご案内図をご参照の上、お間違えのないようご来場ください。
3 目的事項	報告事項 第58期（2021年5月1日から2022年4月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役7名選任の件 第4号議案 監査役2名選任の件 第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件 第6号議案 退任監査役に対する退職慰労金支給の件

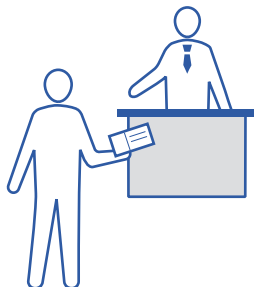
以 上

◎新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されております。株主総会へのご出席に際しましては、ご自身の体調をご確認の上、マスク着用等感染防止にご配慮いただきますよう、お願い申し上げます。なお、会場入り口付近で検温させていただき、発熱があると認められる場合や、体調不良と思われる場合には、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。また、当日運営スタッフによる検温、消毒にもご協力をお願い申し上げます。なお、議決権行使書用紙を事前にご返送いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めて、ご検討いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使等についてのご案内

以下のいずれかの方法にて、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただく場合



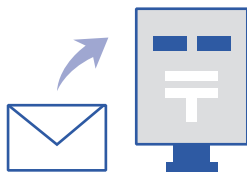
株主総会開催日時

2022年7月28日（木曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただけない場合



議決権行使期限

2022年7月27日（水曜日）午後5時着

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、上記期限までにご返送ください。

なお、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合、インターネットの**当社ウェブサイト**において、修正後の事項を掲載させていただきます。

 **当社ウェブサイト** : <https://www.novac-cnst.co.jp/>

ノバック

検索 

(添付書類)

事業報告 2021年5月1日から2022年4月30日まで

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済動向は、新型コロナウイルス感染症の収束が不透明な状況に加え、ウクライナ情勢による原油高や資材価格の高騰や不足によりサプライチェーンの逼迫や混乱が生じており、経済活動が依然として厳しい状況が推移しております。

一般財団法人建設経済研究所発表によると建設業界におきましては、2021年度の名目建設投資は616,600億円となり、対2020年度比は1.2%増の見込みとなっております。

2022年度の見通しは619,800億円となっており、対2021年度比0.5%増の見通しとなっておりますが、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当事業年度の受注高は32,987百万円（前年同期比4.1%増）となりました。売上高は、過年度から当事業年度への繰越工事高が過去最高であったこと、土木工事業において、大型の追加変更工事があったこと、翌事業年度に見込んでいた追加工事発生が前倒しになったこと、及び発注者の要望等により工程が想定より早まった工事があったことから、35,370百万円（前年同期比15.8%増）となりました。また、売上高の増加及び大型で高い採算が見込める工事を選別受注することに注力したことにより、営業利益は2,952百万円（前年同期比10.4%増）、経常利益は2,905百万円（前年同期比16.0%増）、当期純利益は2,106百万円（前年同期比23.0%増）となりました。

事業セグメント別の受注高・売上高・繰越高は次のとおりであります。

事業セグメント別受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

セグメント	第57期 (2021年4月期)	第58期 (2022年4月期) (当事業年度)	増減率	第57期 (2021年4月期)	第58期 (2022年4月期) (当事業年度)	増減率	第57期 (2021年4月期)	第58期 (2022年4月期) (当事業年度)	増減率	
	受注高	受注高		売上高	売上高		繰越高	繰越高		
建設 工 事 業	土 木	10,587	17,360	64.0%	12,940	16,278	25.8%	15,242	16,324	7.1%
	建 築	21,085	15,626	△25.9%	17,599	19,079	8.4%	25,670	22,217	△13.5%
	計	31,673	32,987	4.1%	30,539	35,358	15.8%	40,913	38,541	△5.8%
そ の 他	—	—	—	12	11	△4.4%	—	—	—	
合 計	31,673	32,987	4.1%	30,551	35,370	15.8%	40,913	38,541	△5.8%	

(2) 資金調達の状況

当社は、2022年3月31日の東京証券取引所市場第二部への株式上場に伴い、公募増資により480,000株の新株式を発行し、1,324,800千円の資金調達をいたしました。また、2022年4月25日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行った第三者割当増資により、200,928千円の資金調達をいたしました。

(3) 設備投資の状況

業務の効率化と迅速化を図るため、電子決裁ワークフロー・システムの導入を行いました。

(4) 対処すべき課題

2022年度の我が国の経済につきましては、社会全体に景気後退感があり、建設業界にも影響を及ぼす可能性は否定できません。当社において、2021年度はこのような景気後退感の影響は見られませんでした。2022年度は影響の対策を検討する必要があると考えております。それに対処するため、景気変動の影響が少ない公共工事の受注拡大や、従来からの顧客を大切にすることにより受注機会を保つこと、また、利益の向上が期待できる好物件を受注するとともに、会社一体となり、原価管理及び販売管理費等の適正化を一層追求し、高収益体制の維持を図るため、以下の対策を検討しております。

①ウクライナ情勢や新型コロナウイルス感染症による景気悪化懸念

(土木工事業)

- ・土木工事発注が多い首都圏、関西圏を中心に人材投入を行い、受注の拡大を図る。
- ・昨今頻発している自然災害が発生した地域の災害復旧工事の受注及び災害を予防する対策工事の受注拡大を図る。
- ・構造物の長命化、補強工事等今後の市場環境において伸長が見込まれる分野へ進出する。
- ・受注環境が激化する中で、競争に勝ち抜く技術提案力の強化を図る。

事業報告

(建築工事業)

- ・リニューアル、耐震補強等既設建物の改修等の分野へ進出する。
- ・住宅分野以外の多分野工事の受注拡大を図る。
- ・3大都市圏（首都圏・関西圏・中部圏）以外の商圏を拡大する。
- ・設計施工物件を手掛け、設計段階から一貫した受注獲得を目指す。

また、ウクライナ情勢や新型コロナウイルス感染症の影響による資材価格の高騰や不足については予断を許さない状況と考えております。当社においては市場環境を見極め、早期の発注を行うこと、価格が高騰した場合には請負金額に適正に反映されるよう発注者様との交渉を行う等の対応を図ります。

②働き方改革の推進

建設業界は少子高齢化による若年層の減少に加え、就労者が少なくなる傾向があります。人材を確保していく上で、働き方改革の推進は重要な課題であると認識しております。当社は現在、システム投資やICT技術の活用等による業務の効率化及び施工の効率化、省力化の推進による労働時間の短縮に取り組んでおります。今後も更なる労働環境の改善に向けて取り組んでまいります。

③コーポレート・ガバナンスの強化

株主様をはじめとするステークホルダーに対して社会的責任を果たすこと、また持続的な成長及び企業価値の向上を図る観点から、コンプライアンスの遵守体制、意思決定・業務執行体制、及び適正な監督・監視体制を構築することを通じて、コーポレート・ガバナンス強化の重要性を認識し、継続的に企業価値の向上に取り組んでまいります。

株主様におかれましては、今後一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

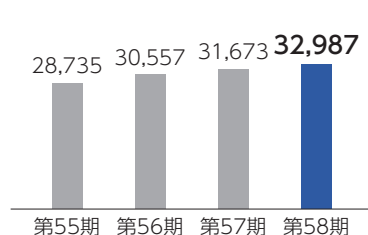
(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	第55期 2019年4月期	第56期 2020年4月期	第57期 2021年4月期	第58期 2022年4月期
受注高 (百万円)	28,735	30,557	31,673	32,987
売上高 (百万円)	30,561	27,613	30,551	35,370
営業利益 (百万円)	2,669	1,795	2,673	2,952
経常利益 (百万円)	2,688	1,821	2,504	2,905
当期純利益 (百万円)	1,815	1,219	1,712	2,106
1株当たり当期純利益 (円)	393.12	265.17	372.48	453.89
総資産 (百万円)	22,784	21,896	23,126	28,978
純資産 (百万円)	11,254	12,375	14,030	17,569

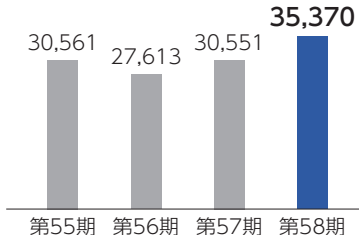
(注1) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(注2) 記載金額は百万円未満を切り捨て1株当たり当期純利益は銭未満を四捨五入して表示しています。

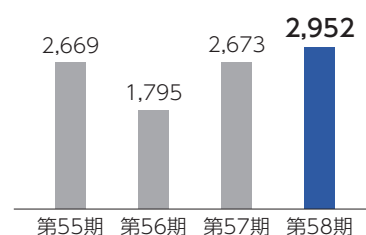
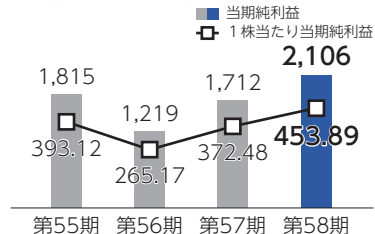
■ 受注高 (単位: 百万円)



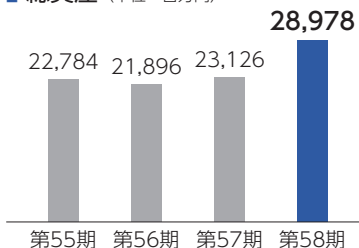
■ 売上高 (単位: 百万円)



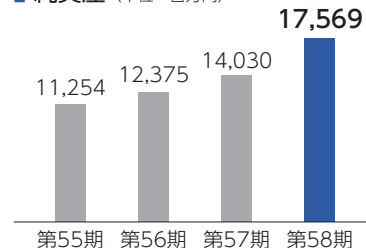
■ 営業利益 (単位: 百万円)

■ 当期純利益 (単位: 百万円)
■ 1株当たり当期純利益 (単位: 円)

■ 総資産 (単位: 百万円)



■ 純資産 (単位: 百万円)



事業報告

(6) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業名称	事業内容
土木工事業	国土交通省各地方整備局中心の中央官庁、東京都・姫路市を含む地方自治体、西日本高速道路(株)を含む高速道路各社発注工事を中心とした社会インフラストラクチャー建設工事(道路、河川、上下水道、土地造成工事)を行っております。
建築工事業	民間企業発注の共同住宅工事を主とするほか、学校・福祉施設・庁舎、事務所・高速道路のサービスエリア工事などの官公庁発注工事を手掛けております。
その他事業	当社が保有する不動産の法人顧客に対する賃貸事業を行っております。

(8) 主要な事業所

名	称	所	在	地
本	社	兵庫県姫路市北条一丁目92番地		
東	京	本店	東京都港区西新橋三丁目2番1号Daiwa西新橋ビル7階	
東	北	支店	仙台市青葉区中央三丁目10番19号仙台KYビル3階	
横	浜	支店	横浜市中区海岸通4丁目23番地マリンビル1005号室	
大	阪	支店	大阪市北区梅田一丁目1番3-3100号大阪駅前第3ビル31階	
名	古	支店	名古屋市中区錦三丁目5番27号錦中央ビル9階	
京	都	支店	京都市中京区東洞院御池下ル笹屋町445番日宝烏丸ビル4階	
広	島	支店	広島市西区横川町三丁目12番10号村上ビル6階	
四	国	支店	香川県高松市中央町17番28号八代ビル3階	
九	州	支店	福岡市中央区白金二丁目8番12号シティビル白金4階	

(9) 従業員の状況

従業員数(前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
284名(6名減)	45.2歳	15.4年

(注) 従業員数には、嘱託社員、契約社員を含み、臨時社員、パートタイマーは含んでおりません。

(10) 主要な借入先

当社は、株式会社三井住友銀行及び株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とする取引銀行10行とコミットメントライン契約（融資限度額60億円）を締結しております。なお、当事業年度末における借入実行残高はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2022年3月31日付で東京証券取引所市場第二部に株式上場いたしました。その後、2022年4月4日より、同取引所スタンダード市場に移行しております。

2 会社の株式に関する事項（2022年4月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 18,600,000株
 (2) 発行済株式の総数 5,150,630株（自己株式数52,170株を除く）
 (3) 株主数 2,447名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ノバック従業員持株会	1,194,500株	23.19%
立 花 充	302,000株	5.86%
大 谷 敏 博	211,097株	4.10%
石 田 久 男	193,100株	3.75%
山 本 博 和	175,500株	3.41%
牧 野 久	160,500株	3.12%
東 山 正 人	155,500株	3.02%
大 谷 敏 彦	130,117株	2.53%
大 谷 博 三	130,116株	2.53%
齋 木 純 一 郎	115,500株	2.24%

(注) 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

- ①2022年3月31日の東京証券取引所市場第二部への株式上場に伴い、公募増資により480,000株の新株式を発行しております。
 ②2022年4月25日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行った第三者割当増資により、発行済株式の総数が72,800株増加しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
立花 充	代表取締役社長	
牧野 久	専務取締役（営業本部長）	
原 子 俊	常務取締役（東京本店長）	
山本 博和	取締役（東京本店副本店長）	
東山 正人	取締役（工務本部長）	
大谷 敏博	取締役（管理本部長兼総務部長）	
松田 博治	取締役	
笹山 淳	取締役	笹山公認会計士事務所 所長
難波 利行	常勤監査役	
宮島 壯太	監査役	(株)京橋センター 代表取締役 (株)新交通システム研究所 代表取締役 (株)プラザオーサカ 社外監査役 (株)シマ 社外監査役 (株)日高カントリークラブ 社外監査役
水田 博敏	監査役	水田法律事務所 代表弁護士 塩谷工業(株) 社外監査役
林 宏和	監査役	森・濱田松本法律事務所 大阪オフィス 共同代表

(注1) 取締役松田博治氏及び笹山 淳氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注2) 監査役宮島壯太氏、水田博敏氏及び林 宏和氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注3) 当社は、取締役松田博治氏、取締役笹山 淳氏、監査役宮島壯太氏及び監査役水田博敏氏を、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(注4) 監査役宮島壯太氏は、旧大蔵省及び国税庁出身であるので、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役及び執行役員全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が職務の執行に起因して負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、争訟費用等の損害について補償するものであります。ただし、犯罪行為や被保険者が法令違反であることを認識しながら行った行為に起因する対象事由等を補償対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないよう措置を講じております。なお、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

5 取締役及び監査役の報酬の額

(1) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は以下の①のとおりであり、委員の過半数を社外役員で構成する指名・報酬諮問委員会の審議を経て、2022年5月17日開催の取締役会で決議しております。なお、監査役の報酬については、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

① 取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

a. 取締役の報酬決定の基本方針

- i. 当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するものであること。
- ii. 取締役の個人別の報酬額の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会による原案の審議、承認を得る。
- iii. 取締役の報酬は、金銭報酬としての固定報酬（定期同額給与）と業績連動報酬（役員報酬）により構成する。
- iv. 取締役の報酬は、2019年7月26日開催の定時株主総会で決議された報酬限度額（年額500百万円）の範囲内で決定する。

b. 個人別の報酬のうち、固定報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針

前年度の報酬をもとに、当社の事業規模、業績や個々の職務内容、責任、役位、在任年数に応じて、他社水準、従業員給与の水準も考慮し、総合的に勘案して決定する。なお、社外取締役は固定給とする。

c. 個人別の報酬のうち業績連動報酬がある場合に、その業績指標の内容及び当該業績連動報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針

- i. 業績連動報酬の業績指標は営業利益とする。
- ii. 業績連動報酬は、直近事業年度の営業利益の3%以内として算定する。
- iii. 業績連動報酬は、直近事業年度の営業利益が5億円以上かつ、剰余金の配当を行った場合のみ支給する。
- iv. 対象は、社内取締役とする。
- v. 各対象取締役への配分は、各取締役の経営能力、業績への貢献度等を考慮して決定する。

- d. 個人別の報酬の額に対する固定報酬及び業績連動報酬の割合の決定に関する方針
報酬の種類ごとの割合の目安は、固定報酬を6割から7割、業績連動報酬を4割から3割とする。
 - e. 報酬の支給時期又は条件の決定に関する方針
 - i. 固定報酬は、毎月一定日に支給する（定期同額給与）。
 - ii. 業績連動報酬は、年に1回、事業年度終了後一定の時期に支給する（役員賞与）。
 - f. 取締役の個人別の報酬の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任するときに、次に掲げる事項
 - i. 当該委任を受ける者の氏名又は当該株式会社における地位及び担当
当社の代表取締役に委任する。
 - ii. i.の者に委任する権限の内容
取締役の個人別の報酬額の最終的な決定。
 - iii. i.の者よりii.の権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずるとするときは、その内容
取締役の個人別の報酬額の決定にあたっては、委員の過半数を社外役員で構成する指名・報酬諮問委員会による原案の審議、承認を必要とする。指名・報酬諮問委員会はその結果を取締役会に報告し、同取締役会において、当該原案を尊重することを条件として、代表取締役社長に最終的な決定を委任することを決議する。
- ② 役員の報酬に関する株主総会決議の内容
2019年7月26日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額500百万円以内（決議時点の取締役の員数は6名。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は100百万円以内（決議時点の監査役の員数は4名（うち、社外監査役は3名）。）と決議されております。
- ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項
上記①の決定方針に基づき、当事業年度において、取締役会から委任を受けた代表取締役社長立花 充が、取締役の個人別の報酬等の内容を決定しました。委任された権限の内容及びその権限が適切に行使されるための措置は、上記①f.のii及びiiiのとおりであります。また、当該委任の理由は、当社全体の業績等を俯瞰しながら各取締役の担当業務の評価を行うには、代表取締役が最も適していると考えられるためであります。
- ④ 取締役の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、取締役会もその答申を尊重して決定を行っており、かかる手続きで決定された取締役の個人別の報酬等の内容は、決定方針に沿うものであると判断しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	119,465 (8,100)	66,060 (8,100)	32,000 (-)	21,405 (-)	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	28,226 (18,400)	23,890 (14,400)	- (-)	4,336 (4,000)	4 (3)

(注1) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。

(注2) 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。なお、社内の取締役及び常勤監査役を対象とする役員退職慰労金制度は2022年4月末をもって廃止しております。

(注3) 本総会に提出予定の議案である「役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件」が承認可決されることを条件として、退職慰労金の打ち切り支給分を各取締役及び常勤監査役の退任時に支給する予定であります。その総額は、取締役6名に対して159,500千円、監査役1名に対して773千円となる予定であります。なお、この金額は、当事業年度及び過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額から下記注4. の金額を控除した金額であります。

(注4) 上記注3. のほか、同株主総会に提出予定の議案である「退任監査役に対する退職慰労金支給の件」が承認可決されることを条件として、退任予定の社外監査役2名に対して役員退職慰労金を4,000千円支給する予定であります。なお、この金額は、当事業年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額に含んでおります。

(注5) 業績連動報酬の算定の基礎となる業績指標として営業利益を選定しており、その選定理由は、当社が経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標を営業利益率としており、業績連動報酬の算定の基礎とする金銭的指標として営業利益率と関連する営業利益が適していると判断したためであります。また、業績連動報酬の額の算定方法は上記(1)①cのとおりであります。当該業績指標（営業利益）に関する実績は、2,952百万円であります。

6 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区 分	氏 名	兼職先	兼職内容	当社との関係
取締役	松田 博治	—	—	—
取締役	笹山 淳	笹山公認会計士事務所	所長	当社と笹山公認会計士事務所との間に取引その他の関係はありません。
監査役	宮島 壯太	(株)京橋センター	代表取締役	当社と(株)京橋センター、(株)新交通システム研究所、(株)プラザオーサカ、(株)シマ、(株)日高カントリークラブとの間に取引その他の関係はありません。
		(株)新交通システム研究所	代表取締役	
		(株)プラザオーサカ	社外監査役	
		(株)シマ	社外監査役	
		(株)日高カントリークラブ	社外監査役	
監査役	水田 博敏	水田法律事務所	代表弁護士	当社と水田法律事務所及び塩谷工業(株)との間に取引その他の関係はありません。
		塩谷工業(株)	社外監査役	
監査役	林 宏和	森・濱田松本法律事務所	大阪オフィス 共同代表	森・濱田松本法律事務所からはリーガルサービスの提供を受けておりますが、同事務所への支払い金額は当社売上高の0.1%未満であり、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会への出席状況	主な活動状況
取締役	松田 博治	16回／16回	取締役会において、銀行業務の経験及び上場会社監査役の経験から、議案審議において、特に法令遵守について必要な発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会委員（4回／4回出席）、コンプライアンス・リスク管理委員会委員（4回／4回出席）としても審議に必要な発言を行っております。
取締役	笹山 淳	12回／12回	社外取締役就任後、取締役会において、監査法人業務の経験から、議案審議において、特に会社会計について必要な発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会委員（4回／4回出席）、コンプライアンス・リスク管理委員会委員（4回／4回出席）としても審議に必要な発言を行っております。
監査役	宮島 壯太	15回／16回	取締役会において、旧大蔵省及び国税庁勤務の経験を活かし、特に会社会計について、監査役として必要な発言を行っております。 同様に、当事業年度開催の監査役会には（14回／14回出席）し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、指名・報酬諮問委員会委員（4回／4回出席）としても審議に必要な発言を行っております。
監査役	水田 博敏	16回／16回	取締役会において、弁護士経験を活かし、特に法令遵守について、監査役として必要な発言を行っております。 同様に、当事業年度開催の監査役会には（14回／14回出席）し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、指名・報酬諮問委員会委員（4回／4回出席）、コンプライアンス・リスク管理委員会委員（4回／4回出席）としても審議に必要な発言を行っております。
監査役	林 宏和	16回／16回	取締役会において、弁護士経験を活かし、監査役として、特に会社法に関連する事項に対して、必要な発言を行っております。 同様に、当事業年度開催の監査役会には（14回／14回出席）し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、指名・報酬諮問委員会委員（4回／4回出席）、コンプライアンス・リスク管理委員会委員（4回／4回出席）としても審議に必要な発言を行っております。

7 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,690千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,190千円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注2) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、過年度における会計監査人の監査計画と実績の状況を確認の上で監査報酬の決定方針に基づき、当事業年度における会計監査人の年間監査計画、監査内容、監査日数等を考慮した結果、当社の規模・事業特性に照らして報酬見積が妥当であると判断いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会の全員の同意に基づき解任いたします。この場合、監査役会が選任した監査役は、会計監査人の解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人が関係法令に基づく懲戒処分及び監督官庁からの処分を受けた場合、若しくは会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、監査能力を総合的に検討し監査を遂行するのに不十分であると判断した場合は、経営執行部門と十分な意見交換を行った上で、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を監査役会の決議に基づき決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

8 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するため、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議しております。その中で下記の方針を定めております。

【基本方針】

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」をはじめとする諸規程・諸規則を整備し、取締役及び使用人への周知・徹底を行う。
- ② 取締役及び使用人は「コンプライアンス管理規程」に従い、法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとる。
- ③ 「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンスに関する取組みについて統括するとともに、社内でのコンプライアンスの周知徹底を図る。
- ④ コンプライアンスに関するリスク管理を行うことを目的とした「内部通報窓口に関する規程」を制定しており、社内及び社外の通報窓口を設置することで、不正行為の未然防止及び早期発見に努めている。また、不正行為の通報者及びその協力者に不利益が生じる恐れのないよう通報者等の保護義務を定めている。
- ⑤ 「内部監査規程」に基づき、代表取締役社長直轄の監査部による内部監査を実施し、取締役及び使用人の職務の執行が適切に行われているか検証する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

- ① 「文書管理規程」に基づき、取締役会議事録、契約書等の職務に係る重要書類を適切に保管・管理を行う。なお、取締役及び監査役はこれらの文書を常時閲覧することができる。
- ② 営業秘密及び個人情報の不正な取得、使用及び開示その他社外への流出を防止するために「営業秘密管理規程」及び「特定個人情報取扱規程」を定め、会社及び個人に関する情報の適切な管理を行う。
- ③ 各法令及び証券取引所の定める諸規則等の要求に従い、会社情報を適時適切に開示する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社の危機回避及び危機が発生した場合の当社被害の最小化を目的とする「リスク管理規程」を制定し、リスクの事前把握及びリスクマネジメント・システムの構築に努める。
- ② 「コンプライアンス・リスク管理委員会」を原則として年4回開催し、広範なリスク管理についての協議を行い、必要に応じてリスクへの対策を検討・実施する。
- ③ 緊急事態発生の際には、代表取締役社長が直ちに緊急対策本部を設置し、情報の収集・分析、対応策・再発防止策の検討・実行等を行い、事態の早期解決に努める。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。
 - ② 「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」に従って、迅速な意思決定及び効率的な職務執行を行う。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、監査役の見解、関係者の意見を十分考慮して、適切な使用人を配置するものとする。
 - ② 当該使用人の人事評価・異動については、監査役の見解を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。
- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役及び使用人は、法定事項のみならず、当社に重大な影響を及ぼす事項、その他法令に違反する事実等が発生又は発生する恐れがあると認識した場合は、速やかに監査役に報告する。
 - ② 取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告する。
 - ③ 内部監査担当者は、監査役に内部監査の実施状況を随時報告する。
- (7) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社は、監査役へ報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行わないよう周知徹底する。また、「監査役監査規則」に基づき、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制の整備を取締役又は取締役会に要請する。
- (8) 監査役の実行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
- ① 当社は、「監査役監査規則」において、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払い又は償還を受けることができる旨を定めている。
- (9) その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役との定期的な意見交換の実施や監査役と内部監査担当者との連携が図れる環境の整備により、取締役及び使用人との適切な意思疎通及び監査業務の実効性を確保する。
 - ② 監査役は、必要に応じて公認会計士・弁護士等の専門家の意見を求めることができる。

事業報告

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ① 当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」において、反社会的勢力とは一切の関係を持たないとともに、不当な要求にも妥協せず毅然とした態度で対処することを、役員及び従業員等に周知する。
- ② 「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは一切関わりを持たず、不当な要求に対しては断固としてこれを拒否する。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの運用を行うこととする。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととする。

【運用状況の概要】

(1) コンプライアンス

「コンプライアンス管理規程」を制定し、全ての役職員が法令、定款、規程及び社会規範を遵守した行動を取るよう定めております。また、当社のコンプライアンス基本方針を決定し公開しております。また、「内部通報に関する規程」を制定し、内部通報窓口を社内外に設置するとともに、通報者に対する不利益な取り扱いの禁止を定めております。コンプライアンスを統括して推進する組織として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンスに係る事項を協議決定しております。役職員に対して、コンプライアンス教育を実施し、意識を高めております。

(2) リスク管理

「リスク管理規程」を制定し、当社におけるリスクを定義しております。「緊急事態」発生時の対策も定め、適切な対応が取れる体制を構築しております。レピュテーション・リスクに対応するため、社外機関にSNS等の定期的な監視を依頼し、発生時の対応についても協力体制を構築しております。また、「コンプライアンス・リスク管理委員会」において、当社で発生した、或いは発生のおそれのある事案について協議し、対応を決定しております。

(3) 財務報告に係る内部統制

「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、方針に則った基本計画を立案し、実行しております。計画の実行、不具合について監査部による内部監査を実施し、その結果を取締役に報告しております。

(4) 取締役の職務の執行

取締役、常勤監査役、執行役員をメンバーとする「経営会議」を毎週開催し、重要な業務執行案件については、経営会議での審議を経て、取締役会において決定しております。第58期においては、取締役会を16回開催し当社の重要案件の協議決定を行っております。

(5) 監査役の職務の執行

常勤監査役は「経営会議」に毎回出席し、監査役として適切な判断と必要な助言を行っております。また、全ての稟議書を確認した上で、社外監査役と情報の共有を行い、取締役会において適切な助言を行っております。社長との面談は4回／年、監査部、会計監査人との協議を4回／年行っており緊密な連携を保っております。

(6) 反社会的勢力排除に対する取組み

「反社会的勢力対応マニュアル」を制定しております。また、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、公開することにより当社の姿勢を示しております。全ての取引について、反社会的勢力関与の有無を確認し、当社からの発注先が反社会的勢力であることが判明した場合の、契約解除条項を盛り込んでおります。

計算書類

貸借対照表 2022年4月30日現在

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	27,923,219	流動負債	11,179,927
現金預金	11,857,749	支払手形	4,193,000
受取手形	202,628	工事未払金	3,166,474
電子記録債権	110,200	リース債務	6,303
完成工事未収入金	3,335,925	未払金	488,950
契約資産	11,676,397	未払費用	191,640
未成工事支出金	131,845	未払法人税等	690,761
材料貯蔵品	9,948	未成工事受入金	1,682,488
前払費用	204,038	前受金	1,035
その他	394,485	預り金	372,501
固定資産	1,054,791	完成工事補償引当金	36,468
有形固定資産	483,355	工事損失引当金	136,222
建物	133,541	賞与引当金	179,580
構築物	2,418	役員賞与引当金	34,500
機械装置	367	固定負債	228,575
車両運搬具	5,299	リース債務	9,230
工具器具備品	18,603	退職給付引当金	22,841
土地	320,048	役員退職慰労引当金	164,273
リース資産	3,075	その他	32,229
無形固定資産	75,753	負債合計	11,408,502
ソフトウェア	64,721	純資産の部	
リース資産	11,031	株主資本	17,536,692
投資その他の資産	495,683	資本金	1,227,864
投資有価証券	59,319	資本剰余金	762,864
出資金	2,189	資本準備金	762,864
長期前払費用	4,406	利益剰余金	15,551,181
繰延税金資産	354,437	利益準備金	116,250
その他	75,330	その他利益剰余金	15,434,931
資産合計	28,978,010	別途積立金	6,175,000
		繰越利益剰余金	9,259,931
		自己株式	△5,217
		評価・換算差額等	32,815
		その他有価証券評価差額金	32,815
		純資産合計	17,569,508
		負債純資産合計	28,978,010

損益計算書 2021年5月1日から2022年4月30日まで

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		
完成工事高	35,358,441	
その他の事業売上高	11,889	35,370,330
売上原価		
完成工事原価	30,919,420	
その他の事業売上原価	5,602	30,925,023
売上総利益		
完成工事総利益	4,439,020	
その他の事業総利益	6,286	4,445,306
販売費及び一般管理費		1,492,540
営業利益		2,952,765
営業外収益		
受取利息	19	
受取配当金	1,421	
受取損害賠償金	6,351	
その他	2,177	9,969
営業外費用		
支払利息	10,891	
電子記録債権売却損	8,325	
コミットメントフィー	8,132	
匿名組合投資損失	2,104	
株式公開費用	27,415	
その他	502	57,372
経常利益		2,905,362
特別利益		
投資有価証券売却益	231	
保険解約戻戻金	195,361	195,592
特別損失		
固定資産売却損	10,484	10,484
税引前当期純利益		3,090,470
法人税、住民税及び事業税	1,041,374	
法人税等調整額	△57,409	983,964
当期純利益		2,106,505

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

計算書類

株主資本等変動計算書 2021年5月1日から2022年4月30日まで

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
					別途積立金	繰越利益 剰余金				
2021年5月1日残高	465,000	-	-	116,250	6,175,000	7,245,382	13,536,632	△5,217	13,996,415	
事業年度中の変動額										
新株の発行	762,864	762,864	762,864						1,525,728	
剰余金の配当						△91,956	△91,956		△91,956	
当期純利益						2,106,505	2,106,505		2,106,505	
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	762,864	762,864	762,864			2,014,549	2,014,549		3,540,277	
2022年4月30日残高	1,227,864	762,864	762,864	116,250	6,175,000	9,259,931	15,551,181	△5,217	17,536,692	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2021年5月1日残高	33,982	33,982	14,030,397
事業年度中の変動額			
新株の発行			1,525,728
剰余金の配当			△91,956
当期純利益			2,106,505
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	△1,166	△1,166	△1,166
事業年度中の変動額合計	△1,166	△1,166	3,539,110
2022年4月30日残高	32,815	32,815	17,569,508

個別注記表

*記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金

個別法による原価法

材料貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～65年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

計算書類

- ② 完成工事補償引当金
完成工事に係る契約不適合責任等の費用に備えるため、過去の実績率を基礎とする将来の見積補償額及び特定工事における将来の見積補償額を計上しております。
 - ③ 工事損失引当金
当事業年度末における手持工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、当該損失見込額を計上しております。
 - ④ 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
 - ⑤ 役員賞与引当金
役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
 - ⑥ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。
 - ⑦ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。なお、役員退職慰労金制度は、当事業年度末日をもって廃止しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）
土木工事業及び建築工事業において、主に長期の工事契約を締結しております。当該契約については、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度を見積る方法は、原価比例法を採用しております。なお、契約の初期段階を除き、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないものの、発生費用の回収が見込まれる工事については原価回収基準により処理しており、少額又は期間がごく短い工事については代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。なお、当事業年度において、対価に重要な金融要素は含まれておりません。
- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続
建設工事共同企業体（ジョイントベンチャー）に関する会計処理は、建設工事共同企業体を独立の会計単位として認識せず、当社の会計に組み込む処理を行っており、完成工事高及び完成工事原価は出資の割合に応じて計上しております。

2. 会計方針の変更

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、工事契約に係る収益認識について、従来は、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を見積る方法は、原価比例法を採用しております。また、契約の初期段階を除き、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないものの、発生費用の回収が見込まれる工事については原価回収基準により処理しており、少額又は期間がごく短い工事については代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、計算書類に与える影響はありません。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「完成工事未収入金」は、当事業年度より「完成工事未収入金」及び「契約資産」に含めて表示しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

計算書類

3. 会計上の見積りに関する注記

履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり認識した完成工事高及び工事損失引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

履行義務を充足するにつれて一定の期間	17,311,650千円
にわたり認識した完成工事高※1	
工事損失引当金	136,222千円

※1 当事業年度に完成した工事に係る完成工事高は除いております。

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり認識した完成工事高は、工事ごと取引価格、工事原価総額及び当事業年度末における工事進捗度を見積り、取引価格に工事進捗度を乗じて算出しております。

工事損失引当金は、工事原価総額が取引価格を超過し損失の発生が見込まれる場合に、当該損失見込額から当事業年度末までに計上された損益の額を控除して算出しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

取引価格は、契約において定められた請負金額に基づいており、工事原価総額の見積りにについては、工事着工段階において実行予算を編成し、着工後の各事業年度末においては、工事の状況に応じて見直しを行っております。また、事業年度末の工事進捗度を見積る方法として、原価比例法を採用しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の感染拡大や収束時期等を見通すことが困難な状況であり、工事進捗に一定程度の影響を受ける可能性があるものの、工事原価総額の見積りに重要な影響はないと仮定して会計上の見積りを行っております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

工事は個別性が強く、工事の進行途上において当初は想定していなかった状況の変化や、工事契約の変更が行われる場合があります。そのため、取引価格、工事原価総額及び工事進捗度の見積りには不確実性を伴うため、仮定した個別の工事ごとの諸条件と異なる事象が発生した場合には、完成工事高、工事損失引当金（計上時の完成工事原価を含む）の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

① 定期預金	50,000千円
② 建物	79,602千円
③ 土地	222,163千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 392,342千円

(3) 保証債務

被保証者	保証極度額	保証債務の内容
明和地所(株)	1,500,000千円	手付金保証
(株)日商エステム	322,000 //	同上
和田興産(株)	310,000 //	同上
計	2,132,000千円	

(4) 受取手形割引高及び電子記録債権割引高

受取手形割引高	1,214,158千円
電子記録債権割引高	2,698,298千円

(5) 期末日満期手形の会計処理

期末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、以下の当事業年度末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

支払手形	1,621,000千円
------	-------------

5. 損益計算書に関する注記

売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額 105,496千円

計算書類

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	4,650,000株	552,800株	－株	5,202,800株

(注) 普通株式の増加株式数552,800株は、新規上場に伴う公募増資及び第三者割当増資により増加したことによるものです。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	52,170株	－株	－株	52,170株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年7月30日 定時株主総会	普通株式	91,956千円	20円	2021年4月30日	2021年7月30日

② 当事業年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年7月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	515,063千円	100円	2022年4月30日	2022年7月29日

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減損損失	100,613千円
投資有価証券評価損	6,903千円
未払事業税	38,115千円
未払費用	41,013千円
完成工事補償引当金	11,152千円
工事損失引当金	41,656千円
賞与引当金	54,915千円
退職給付引当金	6,985千円
役員退職慰労引当金	50,234千円
その他	17,001千円
繰延税金資産合計	368,592千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	14,155千円
繰延税金負債合計	14,155千円
繰延税金資産の純額	354,437千円

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資の運用については、元本保証型の金融商品への運用とし、原則として投機的な取引は行わない方針であります。短期的な運転資金及び設備投資資金に関しては、自己資金及び銀行借入による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である完成工事未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、株式であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び工事未払金、未払金、未払法人税等、預り金は、1年以内の支払期日であります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について与信管理規程及び債権管理規程に基づき、営業本部において取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、取引先の状況把握を定期的実施し、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券の発行体の信用リスクについては、経理部において発行体の財務内容の把握を定期的実施し、リスクを管理しております。

b 市場リスクの管理

投資有価証券については、経理部において定期的に時価を把握しております。

c 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が月次で資金繰計画を作成・更新するとともに、月末支払後の現金預金残高として、月間支払相当額の1ヶ月以上の残高を維持する方針とし、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年4月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。(注2)を参照下さい。)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
①投資有価証券（その他有価証券）	57,102	57,102	—
資産計	57,102	57,102	—
②リース債務	15,533	14,904	△628
負債計	15,533	14,904	△628

(注1) 「現金預金」「受取手形」「電子記録債権」「完成工事未収入金」「支払手形」「工事未払金」「未払金」「未払法人税等」「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等（貸借対照表計上額2,216千円）は、「①投資有価証券（その他有価証券）」には含めておりません。

(注3) リース債務の貸借対照表計上額及び時価は、1年以内に返済期日の到来するものを含んでおります。これらの時価について、元利金の合計額を、新規に同等のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

計算書類

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 株式	57,102	—	—	57,102
資産計	57,102	—	—	57,102

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務	—	14,904	—	14,904
負債計	—	14,904	—	14,904

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は、相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

リース債務

元利金の合計額を、新規に同等のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 3,411円14銭
 (2) 1株当たり当期純利益 453円89銭

10. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	土木工事業	建築工事業	その他	合計
一時点で移転される財又はサービス	2,462	299,523	—	301,985
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	16,276,091	18,780,363	—	35,056,455
顧客との契約から生じる収益	16,278,553	19,079,887	—	35,358,441
その他の収益	—	—	11,889	11,889
外部顧客への売上高	16,278,553	19,079,887	11,889	35,370,330

(注1) 「その他」の区分は不動産賃貸事業であります。

(注2) 収益認識に関する会計基準の適用指針第95項に定める代替的な取扱いを適用することにより、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している工事契約については、一時点で移転される財又はサービスに含めております。

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

- ①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	555,005
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	3,648,753
契約資産 (期首残高)	9,287,220
契約資産 (期末残高)	11,676,397
契約負債 (期首残高)	1,122,116
契約負債 (期末残高)	1,682,488

計算書類

契約資産は、一定の期間にわたり収益を認識する工事契約において、期末日時点で充足した履行義務のうち、未請求の対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事に関する対価は、契約に基づき段階的に受領するとともに、履行義務を完全に充足したのち、一定期間経過後に残額を受領しております。

契約負債である未成工事受入金は、主に、一定の期間にわたり収益を認識する工事契約において、契約に基づき顧客から受け取った履行義務充足前の前受金に関するものであります。未成工事受入金は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の未成工事受入金残高に含まれていた額は、1,020,105千円であります。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当事業年度に認識した収益(取引価格の変動、工事原価総額の見積額の変更等)の額は4,091,566千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末において残存履行義務に配分した取引価格の総額は、38,541,819千円であります。これらのうち、約65%が1年以内に、残り約35%がその後4年以内に収益として認識されると見込んでおります。

監査報告書

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年6月20日

株式会社ノバック
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 黒木 賢一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 青木 靖英
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ノバックの2021年5月1日から2022年4月30日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2021年5月1日から2022年4月30日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われているか確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び監査の結果は相当であると認めます。

2022年6月20日

株式会社ノバック	監査役会	
常勤監査役	難波 利行	㊟
監査役	宮島 壯太	㊟
監査役	水田 博敏	㊟
監査役	林 宏和	㊟

(注) 監査役のうち宮島壯太、水田博敏、林宏和は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

■ 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき100円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は515,063,000円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年7月29日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社の定款を変更するものであります。

- ①変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第18条第2項は、書面交付請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第18条)は不要となるためこれを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、 <u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	〈 削 除 〉

株主総会参考書類

現行定款	変更案
〈 新 設 〉	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項の内務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
〈 新 設 〉	<p>(附則)</p> <p><u>1. 定款第18条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役8名は任期満了となります。
つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1	再任 立花 充 <small>たちばな みつる</small>	代表取締役社長	16回/16回 (100%)
2	再任 牧野 久 <small>まきの ひさし</small>	専務取締役 (営業本部長)	16回/16回 (100%)
3	再任 原子 俊 <small>はらこ しゅん</small>	常務取締役 (東京本店長)	16回/16回 (100%)
4	再任 東山 正人 <small>ひがしやま まさと</small>	取締役 (工務本部長)	16回/16回 (100%)
5	再任 大谷 敏博 <small>おおたに としひろ</small>	取締役 (管理本部長兼総務部長)	16回/16回 (100%)
6	再任 松田 博治 <small>まつだ ひろじ</small>	社外取締役	16回/16回 (100%)
7	再任 笹山 淳 <small>ささやま あつし</small>	社外取締役	12回/12回 (100%)

- (注1) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- (注2) 社外取締役笹山 淳氏は2021年7月30日開催の第57期定時株主総会にて新たに取締役に選任されたため、上記取締役会の開催回数が他の取締役候補者と異なっております。
- (注3) 松田博治氏及び笹山 淳氏は社外取締役候補者であります。また、両氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって松田博治氏が2年、笹山 淳氏が1年となります。なお、当社は、両氏を株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、両氏が取締役に選任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
- (注4) 当社は、松田博治氏及び笹山 淳氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。両氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- (注5) 当社は、取締役、監査役及び執行役員全員を被保険者として、役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員として行った行為に起因して負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、訴訟費用等の損害について補填対象とするものであります。なお、各候補者が取締役に選任され就任した場合には被保険者となる予定であります。また、当該保険契約は5月を開始とする1年契約であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

候補者番号 1

たち ばな みつる

立花 充

1956年11月26日生

再任

■ 取締役会への出席状況： 16回／16回（100%）

■ 所有する当社の株式の数： 302,000株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1979年 4 月 当社入社

1993年12月 当社土木部長

1999年 6 月 当社取締役土木部長

2000年 7 月 当社取締役工務本部長

2003年 1 月 当社常務取締役工務本部長

2003年 8 月 当社専務取締役工務本部長

2005年 7 月 当社代表取締役社長

2007年 8 月 当社代表取締役社長兼管理本部長

2019年 5 月 当社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

立花 充氏は、過年度において利益計上増を達成してまいりました。
今後の事業展開についてもその力量が必要なため取締役候補者となりました。

候補者番号 2

まき の ひさし

牧野 久

1955年 1 月19日生

再任

■ 取締役会への出席状況： 16回／16回（100%）

■ 所有する当社の株式の数： 160,500株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1981年 3 月 当社入社

2000年 1 月 当社神戸支店長

2002年 7 月 当社取締役神戸支店長

2004年 5 月 当社取締役大阪支店長

2007年 7 月 当社専務取締役大阪支店長

2015年 4 月 当社専務取締役営業本部長（現任）

取締役候補者とした理由

牧野 久氏は、営業本部管掌本部長として会社全体の受注活動の指揮を執り、高収益を生み出す工事受注の成果を上げてきました。今後もその力量が必要なため取締役候補者となりました。

候補者番号3

はら こ しゅん
原子 俊

1955年3月4日生

再任

取締役会への出席状況： 16回/16回 (100%)

所有する当社の株式の数： 27,000株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2003年9月	当社入社	2010年5月	当社営業企画部長
2003年9月	当社東京本店土木部長	2010年7月	当社執行役員営業企画部長
2005年5月	当社東京本店営業部長	2012年5月	当社執行役員東京本店長
2006年3月	当社横浜支店長	2012年7月	当社取締役東京本店長
2008年7月	当社東京本店副本店長	2015年7月	当社常務取締役東京本店長 (現任)

取締役候補者とした理由

原子 俊氏は、東日本の営業管掌として高収益の工事受注を達成しました。
今後もその力量が必要なため取締役候補者となりました。

候補者番号4

ひがし やま まさ と
東山 正人

1961年1月16日生

再任

取締役会への出席状況： 16回/16回 (100%)

所有する当社の株式の数： 155,500株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1990年12月	当社入社	2005年10月	当社執行役員工務本部長
1999年7月	当社建築部長	2006年7月	当社取締役工務本部長
2005年7月	当社執行役員建築部長	2007年5月	当社取締役工務本部長兼購買部長
2005年8月	当社執行役員工務本部建築本部長	2020年4月	当社取締役工務本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

東山 正人氏は、工務本部管掌本部長として、堅実な施工体制の確立を行い、高収益を実現しました。
今後もその力量が必要なため取締役候補者となりました。

候補者番号5

おお たに とし ひろ
大谷 敏博

1958年12月18日生

再任

■ 取締役会への出席状況： 16回／16回（100%） ■ 所有する当社の株式の数： 211,097株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1981年4月	当社入社	2007年5月	当社執行役員大阪支店副支店長
2000年1月	当社大阪支店営業部長	2007年7月	当社取締役名古屋支店長兼大阪支店副支店長
2005年4月	当社大阪支店副支店長	2010年5月	当社取締役名古屋支店長
2005年9月	当社営業企画部長兼大阪支店副支店長	2012年5月	当社取締役東京本店副本店長
2006年7月	当社執行役員営業企画部長兼大阪支店副支店長	2019年5月	当社取締役管理本部長兼総務部長（現任）

取締役候補者とした理由

大谷 敏博氏は、管理本部掌管の本部長として社内体制の構築と管理を推進しました。今後もその力量が必要なため取締役候補者となりました。

候補者番号6

まつ だ ひろ じ
松田 博治

1957年2月3日生

再任

■ 取締役会への出席状況： 16回／16回（100%） ■ 所有する当社の株式の数： 0株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1979年4月	株式会社太陽神戸銀行 （現株式会社三井住友銀行） 入行	2007年10月	株式会社さくらケーシーエス出向
1994年1月	同行大阪支店次長	2008年10月	同社監査部長
1998年11月	同行六甲支店支店長	2010年6月	同社常務執行役員総務部長
2000年10月	同行東神戸法人営業第二部長	2015年4月	同社常勤監査役
2003年10月	同行北播磨法人営業部長	2019年7月	富士発條株式会社監査役
		2020年7月	当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割の概要

松田 博治氏は、永年銀行業務に従事され金融関係の知識に長けておられ、取締役会に貴重な助言を行っております。今後もその識見が必要で、適切な助言をいただきたく社外取締役候補者となりました。

候補者番号7

ささ やま あつし
笹山 淳

1947年6月8日生

再任

■ 取締役会への出席状況： 12回/12回 (100%) ■ 所有する当社の株式の数： 0株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1973年10月	監査法人栄光会計事務所入所	2016年1月	明治アーク監査法人（現アーク有限責任監査法人）会長理事
1998年8月	明治監査法人（現アーク有限責任監査法人）社員	2017年8月	笹山公認会計士事務所所長（現任）
2004年7月	同法人代表社員	2021年7月	当社社外取締役就任（現任）
2008年5月	同法人理事長		

社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割の概要

笹山 淳氏は、永年監査法人業務に従事され、会計監査に識見を持たれ、企業会計について取締役会に貴重な助言を行っております。今後もその識見が必要なため社外取締役候補者としてしました。同氏は、過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、監査法人の立場から多くの企業の経営に接してきた経験及び公認会計士としての幅広い見識と高度な専門知識をもとに、客観的かつ独立した立場から当社の経営を監督し、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役2名が退任いたします。
つきましては、新たに監査役2名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名
1	<small>おき よしまさ</small> 新任 沖 剛誠
2	<small>よしはら みゆき</small> 新任 吉原 美由希

- (注1) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- (注2) 沖 剛誠氏及び吉原美由希氏は社外監査役候補者であります。なお、両氏の選任が承認された場合、当社は両氏を、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。
- (注3) 沖 剛誠氏及び吉原美由希氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の定める最低限度額に限定する契約を締結する予定としております。
- (注4) 当社は、取締役、監査役及び執行役員全員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員として行った行為に起因して負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、訴訟費用等の損害について補填対象とするものであります。なお、沖 剛誠氏及び吉原美由希氏の選任が承認された場合には被保険者となる予定であります。また、当該保険契約は5月を開始とする1年契約であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

候補者番号1

おき よし まさ
沖 剛誠

1967年2月13日生

新任

■ 所有する当社の株式の数： 0株

略歴、重要な兼職の状況

1989年7月	センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）大阪事務所入所	2011年6月	岡野食品ホールディングス株式会社 社外監査役（現任）
1992年3月	公認会計士登録	2018年6月	株式会社帝国電機製作所 社外取締役監査等委員（現任）
1996年7月	川上公認会計士事務所（大阪）入所		
1998年7月	沖公認会計士事務所開設（現任）		

社外監査役候補者とした理由

沖 剛誠氏は、永年公認会計士業務に従事され、企業会計に識見を持たれており、それを当社の監査に生かしていただければと考え、社外監査役候補者となりました。同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号2

よし はら み ゆ き
吉原 美由希

1973年12月20日生

新任

■ 所有する当社の株式の数： 0株

略歴、重要な兼職の状況

2001年11月 弁護士登録
 2001年11月 四谷共同法律事務所入所
 2005年9月 弁護士法人岡崎晃法律事務所入所
 2016年4月 吉原美由希法律事務所開設代表者就任（現任）

（注1）監査役候補者吉原美由希氏の戸籍上の氏名は、森津美由希であります。

社外監査役候補者とした理由

吉原 美由希氏は、永年弁護士業務に従事され、企業法務に識見をお持ちであり、それを当社の監査に生かしていただければと考え、社外監査役候補者となりました。同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は2022年4月30日をもって、社内の取締役及び常勤監査役を対象とする役員退職慰労金制度を廃止することを、2022年4月15日開催の取締役会において決議いたしました。これに伴い、現在、在任中である社内の取締役6名及び常勤監査役1名に対し、それぞれの就任時から制度廃止の時までの在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給いたしたく存じます。贈呈の時期は、取締役及び監査役を退任する時といたしたいと存じます。

なお、これらの具体的な金額、支給の方法につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一願いたいと存じます。

退職慰労金につきましては、退任取締役に関しては当社の業績及び企業価値の向上、退任監査役に関しては当社経営に対する適切な監視と監査活動に尽力したことに報いるため贈呈するものであり、金額は当社役員退職慰労金規程に基づき、役位、在任期間等に応じた役員退職慰労金算定基準により算定しており、その内容は相当であると判断しております。

打ち切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
たちばな みつる 立花 充	1999年6月 当社取締役 2003年1月 当社常務取締役 2003年8月 当社専務取締役 2005年7月 当社代表取締役社長 現在に至る
まきの ひさし 牧野 久	2002年7月 当社取締役 2007年7月 当社専務取締役 現在に至る
はらこ しゆん 原子 俊	2012年7月 当社取締役 2015年7月 当社常務取締役 現在に至る
やまもと ひろかず 山本 博和	2001年7月 当社取締役 2003年8月 当社常務取締役 2005年7月 当社専務取締役 2008年7月 当社取締役 現在に至る
ひがしやま まさと 東山 正人	2006年7月 当社取締役 現在に至る
おおたに としひろ 大谷 敏博	2007年7月 当社取締役 現在に至る
なんば としゆき 難波 利行	2020年2月 当社常勤監査役 現在に至る

第6号議案 退任監査役に対する退職慰労金支給の件

監査役宮島壯太氏及び水田博敏氏は、本総会終結の時をもって退任されますので、在任中の長年に渡り当社経営に対する適切な監視と監査活動に尽力された功労に報いるため、在任年数その他の事情を考慮して、宮島壯太氏に2,000千円、水田博敏氏に2,000千円の退職慰労金を支給いたしたく存じます。これらの支給の時期、支給方法は監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
<small>みやじま そうた</small> 宮島 壯太	2004年7月 当社社外監査役 現在に至る
<small>みずた ひろとし</small> 水田 博敏	2006年7月 当社社外監査役 現在に至る

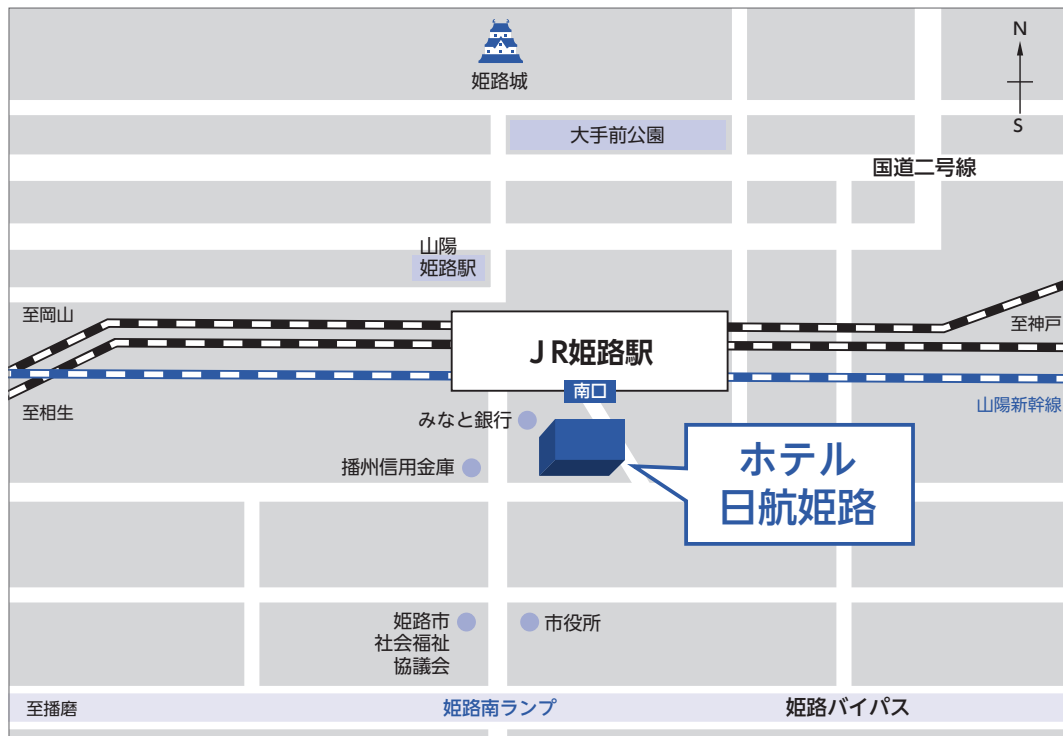
以上

株主用メモ

株主総会会場ご案内図

会場

兵庫県姫路市南駅前町100番
ホテル日航姫路 3階 光琳の間



交通機関

○ JR「姫路駅」 **南口** より徒歩 1分

● 姫路バイパス姫路南ランプより北へ2000m



株式会社 **ノバック**